

# E i w a N e w s

生産性向上設備投資促進税制における注意点

平成 26 年 10 月  
( No. 111 )

本誌 No.105 においてご紹介いたしました、平成 26 年度税制改正のうち、生産性向上設備投資促進税制について改めてその詳細をご紹介いたします。

本制度は同税制改正により新しく創設されたものであり、適用にあたり注意が必要となります。

## [ 1 ] 特定生産性向上設備等の要件

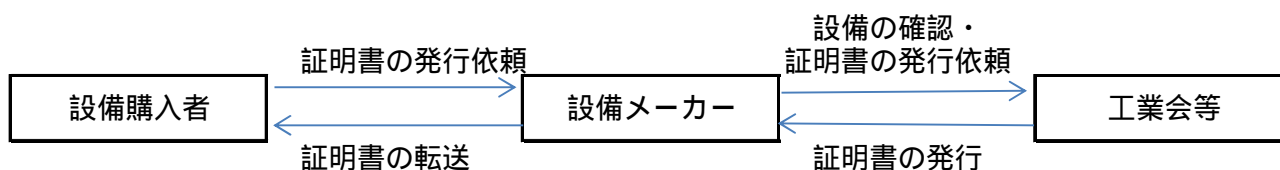
本制度では、「特定生産性向上設備等」を取得し事業の用に供した事業年度において税制措置を適用できるものとされています。

この「特定生産性向上設備等」とは以下のイ～ハのすべてを満たすものをいいます。

- イ 生産等設備を構成する一定の資産であること
- ロ 生産性向上設備等に該当すること
- ハ 一定の取得価額要件を満たすものであること

まず、ハに関しましては、本誌 No.105 において一覧表を掲載しておりますので、ご確認ください。

次にロにつきましては、工業会等から「証明書」の発行を受けること等により要件を満たすものとなります。なお、「証明書」の発行までの一連の流れは以下のとおりです。



なお、「証明書」の発行により証明されるのは「ロ 生産性向上設備等に該当すること」のみとなり、証明書の発行を受けただけでは、イの要件は満たしていないこととなります。

イの要件につきましては、7 月 9 日に公表された租税特別措置法関係通達において「生産等設備」の定義が明らかにされています。

その通達によると、【例えば、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗等のように、その法人が行う生産活動、販売活動等の用に直接供される減価償却資産が「生産等設備」に該当する】とされ、その資産が生産等活動の用に直接供されるものかどうかでイを判断します。

従いまして、例えば、製造業を営む法人が証明書の発行を受けた冷暖房用機器（器具備品）を取得した場合（ハの要件も満たしている場合）、これを「工場」で使用すれば税制措置の適用を受けられますが、「本店」で使用した場合にはその適用を受けられないこととなります。

また、同通達の（注）では、減価償却資産の一部が法人の生産等活動の用に供されている場合には、その全てが「生産等設備」に該当するとしています。

仮に、本店と工場が一体となった建物において、その両方で使用する全館空調設備などを取得した場合には、全体を「生産等設備」として、税制措置を適用することができます。

## [ 2 ] 特定期間の末日をまたぐ事業年度の留意点

生産性向上設備投資促進税制では、平成 26 年 1 月 20 日～平成 28 年 3 月 31 日（特定期間）までに取得・事業供用した場合と、平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までに取得・事業供用した場合には受けることのできる税制措置が異なります。そのため、3 月決算法人以外では特定期間の末日をまたぐ事業年度（特定事業年度）が生じることになり、注意が必要となります。

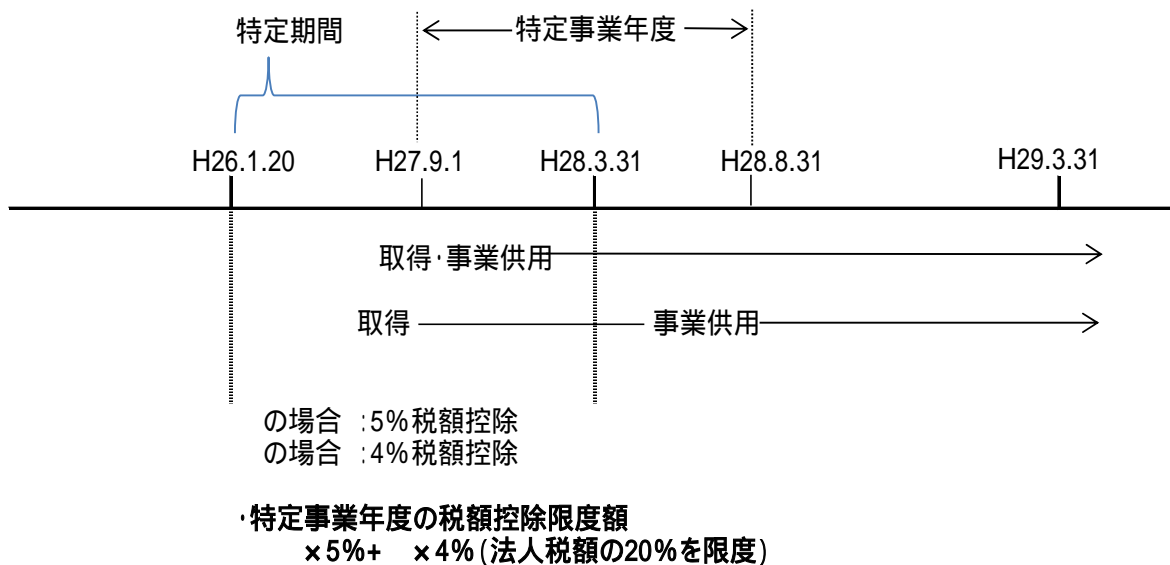
例えば、対象資産である機械装置を特定期間内に取得等し、特定期間の末日後に事業供用した場合には、5%の税額控除の適用を受けることができません。

本制度では、特定期間内に、対象資産の取得等と事業供用がされている場合にのみ、事業供用年度で優遇された税制措置（5%税額控除等）を受けることができます。

従って、たとえ特定期間内に対象資産を取得等した場合であっても、事業供用が特定期間の末日後であれば5%税額控除は適用できず、4%税額控除の適用となります。

なお、この場合に、特定期間内に事業供用した他の資産があるときは、それぞれ4%と5%の控除割合で限度額を計算して、これを合算することが政令で明示されています。

### ・決算月が8月の法人の場合



ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、お願いいたします。